

り災証明書と被災証明書の違い

令和5年6月1日現在

証明書の種類	り災証明書		被災証明書
		自己判定方式	
申請者	被害を受けた本人（所有者、居住者、その他町長が認めるもの）		
申請期限	災害が発生した日から起算して6か月を経過する日まで		
対象物	住家		非住家、不動産（住家を除く。）及び動産
証明内容	災害による被害の程度（火災を除く※1）		災害による被災の事実（火災を除く※1）
	①被害なし(証明書は発行しない)	①被害なし(証明書は発行しない)	
	②準半壊に至らない(一部損壊)※2	②準半壊に至らない(一部損壊)※2	
	③準半壊		
	④半壊		
	⑤中規模半壊		
	⑥大規模半壊		
⑦全壊			
現地調査	実施する	実施しない※3	実施しない
証明書交付までの期間	交付までに時間を要する	短時間で交付できる	短時間で交付できる
申請書	り災証明申請書	り災証明申請書	被災証明申請書
本人確認書類	必要		
被災物件写真等	原則必要	必要	必要
委任状	代理人による申請の場合は必要※4		
代理人の本人確認書類	代理人による申請の場合は必要※4		
注意事項	※1 火災による被害は粕屋南部消防組合消防本部へお問い合わせください。また、落雷により保険請求される場合は、現在契約されている保険会社等に必要書類・手続きをご確認ください。 ※2 「準半壊に至らない(一部損壊)」とは、「住家の損害割合が10%未満のもの」を指します。 ※3 町が必要と判断した場合は、現地調査を実施する場合があります。 ※4 同居の親族（パートナーシップ含む）の場合は委任状は不要です。		

「被災の事実」を証明するもので、「被害の程度」を証明するものではありません。